

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和3年3月市議会提出分②）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日（期間）	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市介護保険条例の一部を改正する条例	第1号被保険者に係る令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めるものです。	令和3年 3月議会 議案 第44号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため（実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当）	介護保険課 089-948- 6895
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例（新規制定、一部改正、廃止など）ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱（平成20年松山市要綱第17号）の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。